

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-1

通番	公共工事の名称、場所、 期間、種別	契約担当者等の氏名並びに その所属する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	一般競争入札・指名競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	公益法人の場合			備 考
									公益法 人の区 分	国所管・ 都道府 県所管 の区分	応札・応 募者数 (人)	

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-2

通番	公共工事の名称、場所、 期間、種別	契約担当者等の氏名並びに その所属する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした会計法令 の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就 職の 役員 の数 (人)	公益法人の場合			備 考
										公益法 人の区 分	国所管・ 都道府 県所管 の区分	応札・応募者数(人)	

該 当 調 達 案 件 な し

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-3

通 番	物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びに その所属する部局の名称及び 所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	一般競争入札・指名競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	公益法人の場合			備 考
									公益法 人の区 分	国所管・ 都道府 県所管 の区分	応札・応 募者数 (人)	
1	就職氷河期世代活躍支 援都道府県プラット フォームを活用した支援 委託契約	支出負担行為担当官 沖縄労働局総務部長 向山 和紀 那覇市おもろまち2-1- 1	令和4年6月1日	株式会社琉球新報開発 沖縄県那覇市港町2丁目 16番1号	一般競争入札 (総合評価落札方式)	8,234,317	6,820,000	82.8%				
2	高速カラープリンター(オ ルフィス)用インク等購入 契約	支出負担行為担当官 沖縄労働局総務部長 向山 和紀 那覇市おもろまち2-1- 1	令和4年6月23日	理想沖縄株式会社 沖縄県那覇市おもろまち 4-6-3	一般競争入札	7,055,885	7,009,420	99.3%				
3												
4												
5												
6												
7												

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

通 番	物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びに その所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした会計法令 の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就 職の 役員 の数 (人)	公益法人の場合			備 考
										公益法 人の区 分	国所管・ 都道府 県所管 の区分	応札・応募者数(人)	
1	該 当 調 達 案 件 な し												
2													
3													
4													
5													
6													
7													

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。